

「岩内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（仮称）の概要

1. 条例制定に当たっての国の基準等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の4
- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年厚労省令第34号)

2. 条例制定の考え方

指定地域密着型サービスの事業者の指定については、既に詳細な基準が国により定められており、町内の事業所においては、その基準に基づき適切な設備整備と適正な事業運営が行われ、必要なサービスの提供等がなされているところです。

したがって、この条例においては、現在の国の基準を基本的に取り入れた上で、次とのおり内容の一部を見直し、町独自の基準を定めたいと考えます。

《対象となる指定地域密着型サービス事業の種類》

- ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・指定夜間対応型訪問介護
- ・指定認知症対応型通所介護
- ・指定小規模多機能型居宅介護
- ・指定認知症対応型共同生活介護
- ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・指定複合型サービス

3. 項目別の基準内容

(1) 町独自の基準について（北海道の基準との整合性）

項目	基準の内容		
	国の基準	北海道の基準	町の基準
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備の設置 ・具体的な計画の作成 ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備 ・定期的な避難訓練の実施 	東日本大震災の教訓を踏まえ、社会福祉施設等における安全対策の充実という観点から、地震・津波等の自然災害を想定した非常災害対策の実施を条例に明文化。	北海道に条例委任された社会福祉施設等の基準等において、北海道の独自基準として自然災害対策が規定されたことから、町でもこれと整合性を図るため、条例に明文化し

	※自然災害対策の記述なし。		ます。
設備の基準 (居室定員)	<ul style="list-style-type: none"> 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。 <p>※多床室（4人以下）については、省令改正で平成24年4月1日より「1人」とされた。ただし、平成25年3月31日まで経過措置がある。</p>	<p>入所者一人ひとりの意思と人格を尊重したケアの実現に向け、個室ユニット化を推進する観点から、居室定員は、原則「1人」とするが、利用者の多様なニーズに対応するため、プライバシーに配慮した措置がなされ、市町村の意見又は同意がある場合は、「4人以下」とすることも規定。</p>	<p>北海道に条例委任された社会福祉施設等の基準等において、北海道の独自基準として多床室の取扱い等が規定されたことから、岩内町でもこれと整合性を図るため、条例に明文化します。</p> <p>※ユニット型地域密着型介護老人福祉施設のみ</p>
事故発生の防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 入所者（利用者）に対する処遇（サービス提供）により事故が発生した場合、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 <p>※都道府県に対する事故報告の記述なし。</p>	<p>入所者（利用者）に対するサービスの質の向上及び施設運営の適正化に資する観点から、指導監督権限を有する北海道に対する事故（重大な事故）報告について規定。</p>	<p>国の基準において、「市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない」と明文化されており、既に規定があることから、町独自の基準は不要と判断します。</p>

（2）その他の基準について

項目	基準の内容	
	国の基準	町の基準
上記以外	<p>●共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・一般原則 ・基本方針 ・従業者の員数 ・設備及び備品等 ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・受給資格等の確認 ・要介護認定の申請に係る援助 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 	国の基準どおり

<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・サービス計画等の作成 ・利用者に関する市町村への通知 ・管理者等の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・衛生管理等 ・掲示 ・秘密保持等 ・広告 ・指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域との連携等 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・記録の整備 	
<p>●定期巡回・随時対応型訪問介護 看護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・サービス提供困難時の対応 ・心身の状況等の把握 ・指定居宅介護支援事業者等との連携 ・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅サービス計画等の変更の援助・身分を証する書類の携行 ・管理者 ・基本取扱方針 ・具体的取扱方針 ・主治の医師との関係 ・同居家族に対するサービス提供の禁止 ・緊急時等の対応 ・連携型事業所の人員に係る適用除外 ・指定訪問看護事業者との連携 	国の基準どおり
<p>●夜間対応型訪問介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定夜間対応型訪問介護 ・管理者 ・サービス提供困難時の対応 ・心身の状況等の把握 ・指定居宅介護支援事業者等との連携 	国の基準どおり

<ul style="list-style-type: none"> ・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅サービス計画等の変更の援助 ・身分を証する書類の携行 ・基本取扱方針 ・具体的取扱方針 ・緊急時等の対応 ・同居家族に対するサービス提供の禁止 	
<p>●認知症対応型通所介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録定員及び利用定員 ・管理者 ・サービス提供困難時の対応 ・心身の状況等の把握 ・指定居宅介護支援事業者等との連携 ・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅サービス計画等の変更の援助 ・基本取扱方針 ・具体的取扱方針 ・緊急時等の対応 ・定員の遵守 ・非常災害対策 	国の基準どおり
<p>●小規模多機能型居宅介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録定員及び利用定員 ・管理者 ・代表者 ・サービス提供困難時の対応 ・心身の状況等の把握 ・居宅サービス事業者等との連携 ・身分を証する書類の携行 ・基本取扱方針 ・具体的取扱方針 ・居宅サービス計画等の作成 ・法定代理受領サービスに係る報告 ・居宅サービス計画の交付 ・介護等 ・社会生活上の便宜の提供等 ・定員の遵守 ・緊急時等の対応 ・非常災害対策 	国の基準どおり

<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関等 ・調査への協力等 ・居住機能を担う併設施設等への入居 	
<p>●認知症対応型共同生活介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 ・代表者 ・入退居 ・取扱方針 ・介護等 ・社会生活上の便宜の提供等 ・緊急時等の対応 ・管理者による管理 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・協力医療機関等 ・調査への協力等 	国の基準どおり
<p>●地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 ・法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意 ・取扱方針 ・介護等 ・相談及び援助 ・機能訓練 ・健康管理 ・利用者の家族との連携等 ・非常災害対策 ・協力医療機関等 	国の基準どおり
<p>●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット型施設の趣旨（ユニット型施設のみ） ・入退所 ・サービス提供困難時の対応 ・取扱方針 ・介護等 ・食事 ・相談及び援助 ・社会生活上の便宜の提供等 ・機能訓練 ・健康管理 	国の基準どおり

<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の入院期間中の取扱い ・管理者による管理 ・計画担当介護支援専門員の責務 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・協力医療機関等 ・入所定員 	
<p>●複合型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 ・代表者 ・登録定員及び利用定員 ・サービス提供困難時の対応 ・心身の状況等の把握 ・指定居宅介護支援事業者等との連携 ・身分を証する書類の携行 ・基本取扱方針 ・具体的取扱方針 ・主治の医師との関係 ・居宅サービス計画の作成 ・法定代理受領サービスに係る報告 ・居宅サービス計画の交付 ・複合型サービス報告書の作成 ・介護等 ・社会生活上の便宜の提供等 ・緊急時等の対応 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・協力医療機関 ・調査への協力等 ・居住機能を担う併設施設等への入居 	国の基準どおり